件　　名	職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主　管　課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

学校教育法の一部を改正する法律（平成17年７月15日公布、平成19年４月１日施行）により新設された助教を医療技術大学に設置することに伴う規定整備

1　職員の分限に関する条例

（休職の事由）

第２条　任命権者は、愛媛県立医療技術大学の学長、学部長、教授、准教授及び講師（常時勤務する者に限る。）＿＿＿＿＿並びに助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第４号）第２条第１項の規定による派遣の場合を除く。）には、これらを休職にすることができる。

↓ 及び助教　　↓ 、講師

2　職員の給与に関する条例

別表第５（第３条関係）　大学教育職員給料表

備考　この表は、愛媛県立医療技術大学に勤務する学長、学部長、教授、准教授、講師＿＿＿及び助手に適用する。

↓ 、助教

施　行　日	平成20年４月１日

【その他参考事項】

助教

教授・准教授同様に学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する者